

鹿屋体育大学科学研究費補助金経理事務取扱要項

平成 16 年 4 月 1 日
〔学長裁定〕
改正 平成 19 年 8 月 9 日
平成 20 年 9 月 29 日
平成 28 年 3 月 31 日
平成 31 年 4 月 19 日
令和元年 9 月 17 日
令和 3 年 3 月 2 日
令和 3 年 5 月 14 日

(趣旨)

第1条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（科学研究費及び学術創成研究費）（以下「補助金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）又はこれらに基づく特別の定めのあるものほか、この要項の定めるところによる。

(経理の委任)

第2条 学長（研究機関の代表者）は、補助金の交付を受けたときは、事務局長にその経理を委任するものとする。

2 事務局長は、研究代表者又は研究分担者（以下「研究者」という。）に直接交付された補助金について、その経理を委任したい旨の申出があったときは、これを受任しなければならない。

(経理担当者及び経理事務)

第3条 前条の定めにより経理の委任を受けた事務局長は、経営戦略課長に経理事務を行わせるものとする。

2 経営戦略課長は、前項の経理事務を行うときは、この要項に定めるもののほか、国立大学法人鹿屋体育大学会計規則（平成16年規則第37号）の取扱いに準ずるものとする。

(補助金の預託等)

第4条 経営戦略課長は、委任を受けた補助金について、受入計算書（別紙様式第1号）を作成し、学長名義で直ちに銀行等に預金するものとする。

2 経営戦略課長は、補助金を受け入れたときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(帳簿)

第5条 経営戦略課長は、補助金の研究課題別に収支簿を備え、その経費の収支及び費目別の用途を明らかにしなければならない。

(補助金の経理)

第6条 研究者が、補助金を使用するときは、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

- (1) 研究に要する物品又は役務等の請求をしようとするときは、別に定める「鹿屋体育大学物品購入要項」の取扱いに準じるものとする。
- (2) 旅費の支払を必要とするときは、旅行命令（依頼）伺に所要事項を記入し、旅費の経費の区分欄に「科学研究費」と明記の上、総務課にこれを提出するものとする。
- (3) 謝金等の支払を必要とするときは、事由、金額、算出の基礎等を明らかにした明細書を経

営戦略課に提出するものとする。

(取得物品等の寄付手続)

第7条 研究者は、前条第1項第1号により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、物品寄付申込書（別紙様式第2号）により、直ちに本学に寄付しなければならない。

2 寄付を行った研究者が他の研究機関に異動した場合に、寄付を行った設備等の返還を求めたときは、学長は、当該研究者にその設備等を返還しなければならない。

(利子の取扱い)

第8条 補助金から生じた利子は、受入計算書（別紙様式第1号）を作成し、研究代表者の補助金に繰り入れるものとする。

2 利子を受け入れたときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(決算報告等)

第9条 研究が終了したとき、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、経営戦略課長はすみやかに収支決算報告書を作成するものとする。

2 支払後の証拠書類は、経理の出納完結後、直ちに補助金の種目、研究代表者別及び支払費目別に分類整理のうえ、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(間接経費の取扱い)

第10条 間接経費の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学科学研究費補助金經理事務取扱規程（平成元年規程第9号）は廃止する。

附則（平19.8.9）

この裁定は、平成19年8月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則（平20.9.29）

この裁定は、平成20年9月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則（平28.3.31）

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平31.4.19）

この裁定は、令和元年5月1日から施行する。

附則（令元.9.17）

この裁定は、令和元年9月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則（令3.3.2）

この裁定は、令和3年3月2日から施行する。

附則（令3.5.14）

この裁定は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第4条第1項・第8条第1項関係）

受入計算書 令和 年 月 日		令和 年度 科学研究費補助金		
		預託銀行名	鹿児島銀行 鹿屋支店	
		受入年月日	令和 年 月 日	
		收支簿登記済	令和 年 月 日	
		受入金額	円	
研究種目	研究代表者	摘要	金額	備考
			円	

別紙様式第2号（第7条関係）

物 品 寄 付 申 込 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

寄 付 者

住 所

氏 名

下記のとおり物品を寄付したいと思いますので採納願います。

記

品 目	規 格	数 量
寄付物品の内容		
寄 付 目 的		
寄付予定年月日	令和 年 月 日	
寄 付 の 条 件		
取 得 價 格	円	
その他参考事項	<p>科学研究費補助金による購入物品 研究種目 研究代表者</p>	